

令和5年さいたま市議会5月臨時会提出議案一覧

合計5件（専決処分報告議案4件・予算議案1件）

《専決処分報告議案》

議案第99号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和5年度さいたま市一般会計補正予算（第1号））

議案第100号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について）

（所管課所・財政局税務部税制課）

地方税法の一部改正に伴い、緊急にさいたま市市税条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和5年3月31日付けをもって専決処分したもの。

（内容）

1 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置の創設

- ・ 一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該工事が完了した翌年度に課される建物部分の固定資産税額について、1/3を乗じて得た額を減額する特例措置を創設することとするもの。

2 軽自動車税種別割のグリーン化特例の延長等

- ・ 軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）について、適用対象車両を段階的に重点化した上で、適用期限を3年延長するとともに、所要の規定の整備を行うもの。

（施行期日） 令和5年4月1日

議案第101号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）

（所管課所・福祉局障害福祉部障害政策課）

令和5年2月定例会に提出し、その後撤回した議案第42号及び第92号について、撤回の原因となった省令の公布内容誤りが訂正されたことに伴い、緊急にさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する必要性が生じたため、令和5年3月28日付けをもって専決処分したもの。

（内容）

1 安全の確保に関する計画の策定等の義務化

- ・ 児童福祉施設等は、利用者の安全の確保を図るため、設備の安全点検、従業者の研修及び訓練等についての計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならないこと等とするもの。

2 自動車による送迎に当たっての安全管理の徹底

- (1) 児童福祉施設等は、利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならないこととするもの。
- (2) 児童福祉施設等は、利用者の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当

該自動車にブザーその他の車内の利用者の見落としを防止する装置を備え、利用者の降車の際は、これを用いて所在の確認を行わなければならないこととするもの。

- 3 他の社会福祉施設を併設している場合等における職員等の基準の見直し
 - ・ 児童福祉施設等における保育等に支障が生じない場合に限り、保育等に直接従事する職員についても併設する他の社会福祉施設等との兼務を可能とすること等とするもの。
- 4 業務継続に向けた取組の強化
 - ・ 児童福祉施設等は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する適切な処遇を継続的に実施できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練の実施等に努めなくてはならないこととするもの。
- 5 職員の数の算定に当たっての看護師等の特例
 - ・ 認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する職員等について、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師をもって代えることができることとするもの。
- 6 懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除
 - ・ 児童福祉法が改正され、同法において、児童福祉施設の長に対する児童の人格を尊重する義務及び体罰等の禁止が規定されたため、規定を削るもの。

(施行期日) 令和5年4月1日(6については、公布の日)

議案第102号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(さいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について)

(所管課所・福祉局生活福祉部国保年金課)

地方税法施行令の一部改正に伴い、緊急にさいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する必要があるため、令和5年3月31日付けをもって専決処分したもの。

(内容)

- 1 課税限度額の改定
 - ・ 国民健康保険税の課税限度額について、次のとおり改めるもの。

	改正前	改正後
基礎課税額	65万円	改正なし
後期高齢者支援金等課税額	20万円	22万円
介護納付金課税額	17万円	改正なし

- 2 国民健康保険税の減額判定所得基準額の見直し
 - ・ 国民健康保険税の被保険者均等割額の減額について、5割及び2割の減額対象となる所得基準額を引き上げるもの。

(施行期日) 令和5年4月1日等

《予算議案》

議案第103号 令和5年度さいたま市一般会計補正予算(第2号)